

## 平成22年3月5日

会議録 審査内容

### ◇会議録

- 1 日 時 平成22年3月5日  
開会 9時57分 閉会 12時17分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 堀川貴庸  
委員 谷口和弥 野原恵子 前川敏春 大野和政 千葉幹雄  
議長 古川 稔
- 4 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 傍聴者 中橋友子 増田武夫 芳滝 仁 勝毎 平田記者
- 6 説明員 副町長 高橋平明 民生部長 新屋敷清志  
子ども課長 森 範康 児童福祉係長 亀田 貴仁
- 6 審査事件 別紙
- 7 審査結果 別紙

委員長 堀川貴庸

## ◇審査内容

(9:57 開会)

- 委員長（堀川貴庸） ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。まず、議案1、付託されました議案の審査について、(1)幕別町子どもの権利に関する条例について審査したいと思います。理事者に説明を受けまして質疑に入りたいと思います。説明をお願いします。民生部長。
- 民生部長（新屋敷清志） 議案第24号、幕別町子どもの権利に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。本条例の制定にあたりましての基本的な考え方は、先日の本会議の中で高橋副町長から提案の理由を説明しましたとおりでありますけれども、私からは先日おくばりしました条例の逐条解説によりまして、ご説明させていただきたいと思います。なお、副町長の説明と一部重複する部分もありますが、ご理解いただきたいと思います。それでは、逐条解説の表紙をご覧くださいと思います。まず、白抜き数字の1番になりますが、条例の制定の趣旨についてであります。一つ目では、国における児童の権利に関する条約の意義について、二つ目では、幕別町の子どもの権利に関する条例の意義について説明をしております。白抜き数字の2番になりますが、条例の逐条解説ということで、各条文の解説を載せております。なお、この条例の構成につきましては、前文に始まりまして第1章から5章までの構成となっております。第1章では、総則としまして第1条から3条まで、それぞれ目的・定義・責務についての規定、第2章では、子どもにとって大切な権利について第4条から8条までで、子どもにとって大切な権利・安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・豊かに育つ権利・主体的に参加する権利についての規定をしております。第3章では、子どもの権利を保障する大人の責務として、第9条から13条まで、保護者の責務・育ち学ぶ施設の役割・地域住民等の役割・事業者の役割・町の責務について規定をしております。第4章では、子どもに関する施策の推進として、第14条から第20条まででそれぞれ、施策の推進・子どもの育ちの支援・子育て家庭の支援・子どもの参画の促進・子どもの権利の普及・虐待、体罰、いじめ等からの救済等・調査研究についての規定であります。第5章は雑則になりますが、第21条で委任について規定しております。以上が、条例の構成となっております。それでは、次に1ページをお開きください。まず、条例の意義でありますけれども、児童の権利に関する条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的といたしまして、1989年秋の国連総会で全会一致で採択されたものであります。わが国におきましては、1990年の9月にこの条約に署名しまして、その4年後、1994年4月22日に批准、いわゆる条約に同意をしております。この条約につきましては、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、搾取といった困難な状況におかれている児童がいるという現実を目を向けまして、児童の権利を国際的に保障、促進するために、国連人権委員会のもとに設置されました作業部会において、多くの国連加盟国、国連機関等が参加しまして、10年間にわたって行われた審議の成果となっておりまして、この条約の内容については、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものとなっております。次に、下の表をご覧くださいと思いますが、条約に掲げられている4つの権利であります。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が挙げられております。次に2ページをお開きください。本条例の意義について記載しておりますが、(1)については基本的な考え方であり、aとしましては、子どもの育ちを取り巻く環境を改善する必要性、bとしましては、子

育てを社会全体で支援していく子育てを社会化する必要性、cとしましては、子どもの権利に対する社会的認識を促進する必要性、このようなことから制定しようとするものであります。

次の(2)は、意識調査の実施状況について掲載しております。説明は省かせていただきます。

3ページになりますが、(3)は意見交換会について記載しておりますけれども、地域協議会委員と町内5校の中学生との意見交換会を実施しているところです。次に(4)についてであります。地域協議会における協議についてであります。委員10名によりまして条例関係の審議、8回行っていただきまして貴重なご意見をいただいております。(5)は条例の制定の趣旨となりますが、本条例につきましては児童の権利に関する条約の理念に基づきまして、本町の子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人や団体等の責務を定めまして、子どもの権利を保障して子どもの心身の健やかな育ちを、社会全体で支援するまちの実現を図るために制定しようとするものであります。次に4ページをお開きいただきたいと思っております。以下、条例の逐条解説により、ご説明申し上げます。なお、実線で囲こってある部分が条文になってます。以下の条も同様となっております。始めに前文であります。一番下にある趣旨をご覧ください。前文では条例を制定する趣旨や基本原理などを示すものでありまして、この条例の理念を定めているものであります。次に5ページになりますが、解説運用として記載しておりますけれども、第一段落では、児童の権利に関する理念に基づきまして、子どもは誰もがかけがえのない存在であり、生まれながらにして権利の主体であることを示しています。次に第二段落から第六段落までは、学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれている子どもが、自分自身の価値を認め、安心して健やかに育つためには、周囲の人々から大切にされる等、子どもの権利が保障されることが必要である。その中で子どもはその権利について、正しく学んで、そして自分と同じように他の人の権利を尊重することを、身につけていただくなど、さまざまな経験を通して社会の一員としての、大人へと成長していくことを示しているところであります。それから第七、第八段落は、すべての子どもがその力を発揮していただいて、社会の一員として自立し、次代を担う存在になってほしいとのすべての町民の願いを明らかにしてありまして、そのためには、大人は子どもの育ちを支えるとともに、自らが子どもの模範となるなど、子どもの権利を保障するに当たっての大人の責務等を示しております。最後の九段落目では、前文に定めていることをすべて踏まえたうえで、すべての町民が一体となって、子どもの権利を保障し、子どものしあわせなまちづくりを進める決意を明らかにしています。

なお、未来をつくる子どものしあわせなまちとは、幕別町が昭和41年に制定した幕別町民憲章の一部を、一項目「未来をつくるしあわせなまちにいたしましょう」から引用して規定しているものであります。次に6ページになりますが、ここから本文に入りますが、第一章では本条例の総則を定めております。第一条、目的につきましては、そこの趣旨にありますように本条例の制定目的を定めるものであります。解釈・運用の部分になりますけれども、五行目以降をご覧くださいと思いますが、子どもや大人が子どもの権利について理解と認識を深め、町の社会全体が子どもの権利の視点に立って責務等を果たすことにより、子どもの心身の健やかな育ちを支援するまちの実現を目指すことを目的として規定しています。次に七ページになりますが、第二条定義につきましては、ここも趣旨にありますように本条例で用いる用語の意義を定めるものであります。第一号では子どもについての意義、第二号では保護者、第三号では育ち・学ぶ施設ということで、第四号では地域住民等とは、第五号では事業者とはについて五つの用語の意義をここで規定しているところであります。細かい説明については省略させてい

ただきたいと思います。次に8ページになります。第三条責務になりますが、趣旨にありますように、第一条の目的を達成するために、子どもにかかわる各主体が果たすべき責務を定めるものであります。次、9ページになりますが、第二章では、子どもにとって大切な権利を定めております。第四条、子どもにとって大切な権利であります。趣旨にありますように、この章、第二章において定める子どもの権利とは、子どもが成長していくうえで特に大切にされる必要があるということ、子どもが権利を行使する際には、他の人の権利を尊重する責任があることを定めるものであります。次に、解釈・運用の(1)の第一項関係の三行目以降をご覧ください。なお、この章に定める子どもにとって大切な権利は、日本国憲法や児童の権利に関する条約によって、子どもに保障されている権利の中から、本町の状況を踏まえて、特に大切にされるべき基本的なものとして定められたものでして、この条例により新たに権利を創出したものではありませんので、ご理解願いたいと思います。解釈・運用の(2)第二項関係につきましては、一番下の点線で囲って記載しておりますように、大人対象の意識調査を実施しておりますが、ここにおきましては社会生活の中では権利の主張だけでなくルールを守ること、それから他人の権利を尊重することの大切さを求める意見が多くありましたことから、子どもが正しく理解し、自覚することができるように規定をしているものであります。次に十ページになります。第五条の安心して生きる権利につきましては、この趣旨にもありますように子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本となる「安心して生きるために大切な権利」を定めるもので、第一号から第五号まで規定しております。なお、解釈・運用の説明中、それぞれの号の最後に黒い四角で示しておりますけれども、ここが子どもの権利条約と対応する関連条項を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以下、第八条まで同様に黒四角の部分がございます。それでは十二ページになります。第六条、自分らしく生きる権利につきましては、趣旨にありますように、子ども一人ひとりが個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくための権利を定めるもので、第一号から第四号までで規定しております。次に十四ページになります。第七条、豊かに育つ権利につきましては、趣旨にもありますように、子どもが様々な経験を通して豊かに育つための大切な権利を定めるものであります。第一号から第四号までに、記載しているものであります。次に十六ページになります。第八条、主体的に参加する権利についてであります。これも、趣旨にありますように、自分の意見を表明する機会として「自分にかかわることに主体的に参加するための大切な権利」を定めるものであります。ここも第一号から第四号までで、定めているものであります。

続きまして、十八ページになります。第三章では、子どもの権利を保障する大人の責務について定めております。第九条、保護者の責務につきましては、この趣旨にもありますように子どもが生活する最も基本的な場である、家庭における保護者の責務を定めているものであります。次に十九ページになりますが、第十条では、育ち・学ぶ施設の役割につきましてここも趣旨にありますように、子どもの育ちや学びに大きなかかわりを持つ、保育所だとか学校などの育ち・学ぶ施設における施設関係者の役割を、ここで定めるものであります。次に二十ページになります。地域住民等の役割につきましては、この趣旨にもありますように、保護者を補完する立場で子どもの育ちを支える、地域における地域住民等の役割を定めているものです。これも、第一号から第三号までで定めているものです。それから次に二十一ページになりますが第十二条では事業者の役割につきまして、ここにもありますように第一号から三号までで、趣旨にもありますように、事業活動や地域住民との交流など、地域の様々な場面で子どもに深く

かかわっている事業者の役割を定めているものです。次に二十二ページになります。第十三条町の責務につきましては、この趣旨にもありますように子どもの権利を保障するために、必要な総合調整役として町の基本的な、責務を定めるものであります。この本条に基づく、施策の実施などにつきましては、次の第四章において触れているところでもあります。第四章は、二十三ページになりますが、子どもに関する施策の推進について定めております。第十四条、施策の推進につきましては趣旨にもありますように、町が子どもに関する施策を推進するに当たっての、3つの配慮すべき事項を定めているものであります。次に二十四ページになります。第十五条では、子どもの育ちの支援につきまして定めておりますが、ここも趣旨をご覧いただきたいと思いますが、町が子どもの育ちを支援するに当たって、3つの基本的な施策を定めているものであります。第一号から第三号までで基本的な施策であります。次に二十五ページになりますが、第十六条では子育て家庭の支援につきまして定めておりますが、趣旨にありますように、町が子育て家庭の支援を実施するに当たっての、基本的な施策を定めているものであります。なお、下の点線で囲っておりますように、大人対象の意識調査におきまして、家庭のしつけだとか教育する力の低下を心配する意見が多くありました。このことから、本条において子育てを支援する体制についての、規定をしているところであります。次に二十六ページになります。第十七条、子どもの参画の促進につきましては、趣旨にありますように地域社会を構成する一員である子どもとともにまちづくりを進めるため、子どもの参加、意見表明の機会を保障するための仕組みづくりを定めているものであります。次に二十七ページになりますが第十八条では子どもの権利の普及につきまして、趣旨にもありますように子どもの権利の保障について、すべての町民が正しく理解できるように、町はその普及や意識啓発を行うことを定めているものであります。次に二十八ページになります。第十九条では、虐待、体罰、いじめ等からの救済等になりますが、趣旨をご覧いただきたいと思いますが、子どもの権利の侵害の未然防止や、侵害を受けた場合における町の責務を定めているものであります。虐待やいじめなどについて、子どもや関係者からの相談を受け、救済へつなげる体制を構築し、子どもの権利の侵害の早期発見や、被害を受けた子どもの救済について定めるものであります。二十九ページになります。第二十条では、調査研究になりますが、趣旨にもありますように、町は子どもの権利の保障などに関し、必要に応じて調査及び研究を行うことを定めるものであります。次に三十ページになりますが、第五章では雑則を定めておまして、第二十一条の委任につきましては、委任関係についての規定であります。次に三十一ページになりますが、附則となりますけれども、この条例の規定が施行される日を定めておまして、解釈・運用の三行目をご覧いただきたいと思いますが。公布の日から起算して3月を経過した日というのは、公布の日から数えて3カ月経った日を意味しまして、公布の日が4月1日であった場合は、施行の日は7月1日となるものであります。この3カ月の期間につきましては、住民の皆さんに広く周知するためにおいた期間でありまして、広報紙への掲載や説明会の開催など、子どもの権利に関する正しい知識の普及に努めまして、住民の皆さんと共通認識にたった形で施行し、前文にありましたように住民の皆さんとともに、未来をつくる子どものしあわせなまちづくりを、進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（堀川貴庸） ただ今、お手元の逐条解説に基づいて民生部長のほうから説明をいただきました。説明をいただいた部分に関しまして、質疑のほうにうつっていきたいという風に思

うんですけれど。若干休憩したほうがよろしいですか。では、そのまま続けて質問を受けたいと思います。野原委員。

- 委員（野原恵子） 今回、子どもの権利に関する条例ということで、事前に資料を配布していただきましたので、勉強させていただく時間が長かったということで、このように事前に配布されるといことは、大変良かったと思ってます。この中、読ませていただいて、今も説明受けたんですが、中学生との意見交換会、それから地域協議会で8回協議してきているだとか、用語の解説なども詳しく書いてありますので、理解を深めることが出来たと思っております。この中で質問なんですけど、中学校との意見交換というのは記されているんですが、高校二つあるんですけども、18歳未満となりますと高校も対象になるんですが、その対応はどうであったのか、その点、お聞きしたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 高校生との意見交換は、実施しておりません。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 範囲としては18歳未満ですので、今後、この普及とかそういう点で高校生との関係も、きちっと意見交換も含めまして深めていくことが、必要ではないかと一点思っています。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 今回条例を作成するに当たり、中学生との意見交換会を実施させていただきました。まず今の中学生たちが、どういうことを考えているのだろう。それから、中学生たちがどういう風に大人をみているのだろう、という生の声を聞きたくて実施したところがあります。そのほかに、アンケートも18歳以下、それから大人と実施して意見・考え方を取りまとめさせていただいたところです。高校生につきましては、同じように権利ということを充分やはり伝えていきたいと、それぞれ学校にあって、私たちが学校にあって説明する場面を設けさせていただければ、と思っております。基本的に、よくいじめのお話とかありますけど、条例の逐条にもかいてありますけど、自分の権利を知ることによって他人にも権利がありますよと。ですから、自分を大事にしながらも、他人も友達も大事にしていきたいということをし、しっかりと伝えることができれば、大変私はずれいかなと思っております。そのほかに、意見表明権とかありますけれども、例えば保護者の責務とかありますけれども、単純に自分の意見を言うということではなくて、お互いやはり、親とであってもお互い話し合いながら、どこで妥協できるというか納得できるのか、ということをきちんと話し合うんだよということを高校生の皆さん、それから中学生の皆さんに伝えていきたいというふうには思っています。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 1ページなんですけれど、2行目のところなんですけど、1989年秋の国連総会でというところなんですけど、その下のところには1990年9月21日、何月何日まで定めているんですよ。ここまで定めているのであれば、国連総会の日にかというのもしちゃんと明記されていると思うんですよ。子どもの権利に関する条約の中では、1989年11月20日国連で採択という風になっていますので、ここにはっきり日付を明記したほうが良いんでないかと思って意見を述べます。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 了解しました。同じような表記になるように、記載させていただいた

いと思います。

- 委員長（堀川貴庸） あと、先般、民生委員会の所管事務調査でも児童福祉ということで、その時に、権利に関する条例案作成までの経過、それから権利に関する町の取組みの周知と啓発ということで、資料もいただいてまして、その時に時間の関係でちょっとすっ飛ばしたもんですから、今日もしよろしければ、こちらも含めて質疑がありましたらお受けしたいと思います。  
千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） ちょっと、お伺いをしたいという風に思います。世界的な流れとしては、こういった方向になるんだらうなということは、理解をしているところでありますけれども、前文の理念というのですか、そういうことも活字にすれば、こういった形になるんだらうなということも理解はするんです。けれども、特に高校生までということになれば、中学、高校、高学年になるにつれてですね、今の一種の風潮というのでしょうか、非常に教育現場の話ですけども、ちょっと仄聞するんですけれども。妙に子どもたちが自分の権利というのでしょうか、そういうものを強く主張して、非常に教育現場としてはやりづらいというのでしょうか、間違った権利というのでしょうか、そういったこともあるかもしれませんが、非常にやりづらいということ、仄聞するわけですけども、ここにこうして殊更活字できちとうたうとなると、更にその部分だけ強く主張されると非常にやりづらい部分が出てくるんだらうなと、私は思うんですけれども、そこで野原委員がおっしゃってましたけれど、中学校あるいは高校の教育現場の声というのでしょうか、そういったものについての聞き取りというのでしょうか、そういったものはされて、こういったものに盛り込まれていったのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 委員会が所管していたときに、教職員のアンケートが実施されております。そのときにも、教育現場での混乱を心配される意見とか、千葉委員がおっしゃったような懸念は、かなり大きな数字として出てきています。今回の地域協議会の委員の一人に、幕別小中学校の校長会の会長が委員として、はいつていただきました。その委員からも、現場での混乱というのでしょうか、心配があるというお話がありました。私どもとしては、きちんと教職員の皆さんにも、権利条例の理念というのでしょうか、考えていることを伝えていく場面を設けたいという風には考えています。具体的には、住民説明会のほかに、例えば年に二回ほど教職員の研修会が町内で行われるという話もお伺いしておりますので、その場面で時間をいただきまして、この条例の考え方につきましても、ご説明をする場面を設けさせていただきたいという風には、考えております。
- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） あの、教育現場というのは教える先生方の勿論理解もあれですけど、子どもに対する教育も大事だと思うのですよね。子どもに対する教育。ここに書いてありますけれど、社会のルールですとかあるいは責務ですとか、他人の権利を尊重しなければならないとかは、書いてはありますけれども。ともすると自分の権利というのでしょうか、子どもの権利だけ、人間というのは自分に都合の良いとこだけしか読み取りしませんから、先生方にも大事でしょうけど高学年の子どもたちに対しては、自分の権利も当然あるんですけれど、そういった自分に対する責務、あるいは社会のルール、あるいは他人の権利を尊重するといったことも特に強く教育、教育というのでしょうか教えていかなければならないのだから、という風に思

うのです。その辺、先生方は勿論ですけども、子どもたちに対するそういった当然のことといえば、今まで当然のことと言えば当然のことなんですけども、権利を発生すると同時にこういう責任もつくんですよ、こういうこともしなければならぬんですよ、という教育も私は必要だという風に思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 先ほどお話ししました教職員アンケートの結果なんですけども、平成16年7月に実施されまして、そういう懸念はありましたけれども、制定は必要だという教職員は68%、が制定は必要だという回答が出ているところであります。それから、今、ご質問いただきました子どもたちへの周知の仕方というのでしょうか、理解をしていただく手法として、私ども考えていますのは、子ども向けのパンフレットをまず作って、それを基に子どもの権利もあるけれどこの条文の内容について、説明していきたいという風には考えております。確かに権利がありますよということを、伝えるとそれを基に主張は強くなると、いう懸念はあります。でも、18歳であつてもまだ成長する過程にありますよ。特に、小学校4年生くらいから中学生くらいまでが一番、知識も増えてきますし、それからいろんな自分の考えを発言できるようになってきます。その時に、子どもたちに権利があるということをお話しながら、でも自分たちは成長する過程にあるんだから、きちんと他人の意見も聞きながら育っていったほうがいいんですよと、というようなイメージで説明をしていきたいと考えています。
- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） あの、特にその辺は間違いのないように、して欲しいと思います。これみて世界的な潮流というか、流れはあるんだろうと思いますけど、わが国以外全世界的な話ですけど、貧困とか飢餓とかですとか武力紛争ですとか虐待ですとか、全世界的に非常に悲惨なものがありますよね。そういったものをなんとかしようとしたのが、スタートだと思ったんですよ。ですから、私はこの制度に反対はしませんけれど、今の日本でここまで明文化することが、どうなのかという考え方はもっております。反対はしませんけれども、正直いってもってますけれども。そんなことで充分懸念に対する対処は、きちっと並行してやっていくべきだと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 子どもたちに分かりやすく伝える言葉として、例えば今、私どもが考えていますのは、5条に安心して生きる権利という規定をさしていただきました。ここは、やはりイメージとして、いじめてはいけませんよということを伝えていきたい。他人の権利というのでしょうか、生きるとかいうのでしょうか、そういうことも大事に考えて欲しいという思いはあります。それから、6条の自分らしく生きるという規定があります。ここでは、遊ぶこととか休憩することもうたっていますけども、自分は自分として自分を肯定して欲しいと、自分自身を否定するのではなくて、自己肯定感を持って欲しいという思いがあります。それから7条の豊かに育つ権利につきましては、成長する過程にあるんですから、いろんな人の話を聞き、大人の話も聞き友達の話も聞いて、正しい知識をどんどん吸収して行って欲しいという思いがあります。それから第8条の主體的に参加する権利、これは私どもよく使う言葉としては一人ひとりの町民の皆さんの意見を聞きながらという言葉もあります。子どもも一人の町民であります。今までも、本町におきまして総合計画策定の時点の子ども議会とか、それから公園を作るときのワークショップ、ピラリを作るときのワークショップ、いろんな場面で子どもた



ちの意見を聞いてきましたけれど、もっともっと機会を増やして、そして子どもたちがまちづくりに参加しているんだ、という場面を作っていきたいという風には考えているところであり  
ます。

- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） もう1点ね。教育現場でその先生方、そして子どもたち、それはそれでいいんだろうと思うんですよね。これ、保護者というか親に対する周知というのでしょうか。当然、お知らせ広報とか、そういうものはいくんでしょうけど。教育現場の話として、やはりその子どもたちに対する学校側の教育は勿論しなければならない。ただ、やはり保護者である親たちの考え方ですよね。ですから、親も間違っただけで済まないと、非常に教育現場としては更にですね、こういうことを楯にとって、どうしてくれるんだ、うちの子供をどうしてくれるんだということになると、非常にまた大変な場面も想定されますのでね、その辺も合わせて保護者に対してもきちっと、一方的に権利だけが守られるのではなくて、合わせてそういったことが、裏腹のこととしてあるんですよということを、周知していかなければならないという風に思うんですよね。その辺はどうですか。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 全世帯に周知用のパンフを作ろうと考えてます。その中で、保護者の責務として一番大事なことは、子どもにも大人と同じように生きる権利があるということ、きちんとして伝えていきたいと思っておりますし、保護者の責務として指導、助言、成長を支えるということも伝えていきたいという風には考えています。そのほかに、例えば住民説明会も考えていますし、それから出前講座も計画といたしますか、これから考えていきたいと思っております。そのほかに、春の公区長会議、さらには時期としては多分秋くらいになるかもしれませんが、今、この場でお話するのはちょっと変かもしれませんが、新年度予算で講師を呼んで、講演会というのも計画しているところでもあります。
- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） その辺、意を用いて取り組むべきだと思います。特にPTAだとかね、直接、保護者と接する会があるわけですから、そういうところにきちっと、権利と裏腹の問題として、そういった責任だとかいろんなことがついてくるんですよということを、周知していくべきだという風に思います。答弁、いません。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 8ページにですね。千葉議員と同じような意見が出てきたということではないかと思うのですが、8ページの解釈運用のところ、子どもの権利を認めることは子どもの言いなりになることに、つながるのではないかという意見がありますが、というところがあります。同じような意見が出てきたのではないかと思うのですが、やはりこの子どもの権利に関する条例、これが地域に根付くことは、大人の権利と責任ということも明らかにしていくことを、同時に進められていくことではないかと思うんですよね。それが、きちっと根付いて初めて、子どもの権利とそれから責任ということも、同時に根付いていくことではないかと思うんです。これは、子どもに関する権利ではありますが、それは大人にも通じることだと思うのです。ですから、これをしっかりと地域に根ざして行って、まちづくりに生かしていく。それから、これからの大人がどう自分たちの責任を果たしていくのか、そういうことにつながると、私はそういう風に思うので、千葉委員の危惧するところは、これがしっかり根付い

ていく中でね、解決されていく問題ではないかと、私は思って読んでおりました。意見です。

- 委員長（堀川貴庸） ほかにございますか。野原委員。
- 委員（野原恵子） それと所管のときにしっかり論議できなかったのということだったんですが、ここのなかで2ページのところに、全国的には、いじめや児童虐待をはじめとした子どもたちのところがありまして、2行目に本町においても例外といえない状況にあります、ということなんです、どういう状況が考えられるのか、そこちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 子ども課長。
- 子ども課長（森範康） 小中学校におけるいじめの認知件数、これは文部科学省の調査に基づく件数でありますけれども、平成19年の場合、小学校で3校31件、中学校で4校13件、平成20年度の場合、小学校で2校2件、中学校で2校7件、主な内容は無視、仲間はずれ、悪口などの調査結果と伺っております。それから、幕別町民の方が帯広児童相談所に虐待等の相談をされた件数をお話させていただきます。平成17年度につきましては2件、これは身体的虐待が1件、育児放棄が1件でございました。平成18年度については2件。身体的虐待が1件、育児放棄が1件でございました。平成19年度は1件、これは身体的虐待でございます。平成20年度は4件。育児放棄が2件、そのた相談が2件という状況であります。そのほかに、本町では要保護児童対策地域協議会というものも組織しております、民生部関係、子ども課、保健課、福祉課とそのほか児童相談所、教育委員会等も組織する協議会なんですけれども、ここで要保護児童、定義としては保護者がいない児童、または保護者に看護させることが不適當であると認められる児童、あるいは要支援児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童などの、特に民生委員の皆さんとか学校とか支援が必要だというお子さんがある場合、それぞれの組織でどういう支援ができるかを、情報を共有するという組織でございます。その協議会の中にケース検討委員会というのがございまして、こちらのほうで検討した事例について、ご報告させていただきます。平成18年度2件、1件が母親が自分の子どもに身体的虐待をされたという事例です。もう1件が、母親がネグレクト、これは育児放棄という意味ですけど、ネグレクトのため子ども2人が家出をしたという事例であります。平成19年度1件、母親が再婚、その夫が上の子を自分の子で無いと暴力及び言葉による虐待。平成20年度につきましては1件、母親がお亡くなりになった後、父親が長期入院されその祖父による養育だけでは困難なことから、関係機関と協議をし地域の民生委員の方による保護支援、あるいは就労センターの支援員、これは食事をつくっていただくということでお願いしたものですけれども、父親が退院されるまでそういう支援を行ったという事例であります。
- 委員長（堀川貴庸） 野原委員。
- 委員（野原恵子） それに対する対応ということでは、民生委員ですとか地域の協力ですとかそういう方向で解決していつているのか、それとも町が係って解決していくのか、その方向としてはどういう風な対応になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 民生部長。
- 民生部長（新屋敷清志） 先ほど申し上げました、要保護児童対策地域協議会を開きまして、その中で協議をしながら、どこが携わるのがよいのかを話し合いながら、すべて町がその中に入りながら進めていつているところです。
- 委員長（堀川貴庸） もうちょっと、今日はなかなかまだ、質疑の途中なんですけれども、説明

をたくさん受けてもう少し、質疑を続けていったほうが良いのかな、と思ったんですけれども皆さんに一応おはかりいたします。今日は、この程度に一応とどめまして、次回の委員会で質疑の途中から再開して、この条例の審査をしていきたいと思っておりますけれども、いかがですか。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

- 委員長（堀川貴庸） それでは休憩を解いて再開いたします。発議第1号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提出者の方より説明をお受けいたしましてまた同じような流れで、そのまま質疑を受けたいと思っております。それでは、説明をお願いいたします。中橋議員。
- 提出者（中橋友子議員） 本会議でも提案をさせて説明理由も述べさせていただきましたけども同じ内容になりますけれども、改めて委員会の皆さんに説明をさせていただきたいと思えます。発議第1号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明であります。最初に、お詫びと訂正をお願いしたいところですが、本会議の時に配付させていただきました説明資料の新旧対照表がありましたけれども、その下線の部分で一部誤りがありました。改めて正しいものを配付していただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。本会議の説明の時の下線は、4行目からなんですけども、本来の下線は3行目の括弧のところの就学時にあたっては入院に係る一部負担金、この部分の下線がなかったんですよ。ここに下線を入れていただくことが正しく、それに入れ替えていただきました。それが、現行条例の下線の部分というところで誤りがありました。それが一つです。そして、隣の改正条例、つまりこの括弧がきがいなくなるんですよ。ページ数入っているほうでお願いします。それでは、提案理由を説明させていただきます。今回の条例の一部改正につきましては、近年の少子高齢化社会がその度合いをますます深めているということから、国政においてもまた地方自治体にとってもその対策が、非常に重要と考えまして、その対策の一つとして提案をさせていただきました。少子化の傾向は、幕別町におきましても例外ではありません。北海道の平均を、幕別町は平成18年度以降下回っております。そういう現状から見ましても、対策の一つとして重要だということでもあります。この少子化対策の、何を持って少子化対策をするかという点では、子育て次世代育成プランなどで、幕別町が計画書を提出する時にアンケート調査などを実施しております。その中の高い要望の一つが、この乳幼児医療費の無料化となっております。住民要望の第一が医療費助成であることということ、重くみまして本町の子育て世代も子どもの医療費無料化を望んでいるんだな、ということで提案の理由にもなりました。現実には十勝管内でどのように実施されているのかということではありますが、この間調査しましたところこれまでにすでに小学校まで実施しているところが、更別村、鹿追町、豊頃町、中札内村、新得町、上士幌町となっております。さらに、中学校までというのが、更別、中札内、上士幌、加えましてこの四月から大樹町、また豊頃も検討されているとのことでもあります。本町においても、子育て世代の経済状況がますます厳しいという中で、住民の要望にこたえて子育て支援を強化する必要があると考えまして、優先順位の高い政策であるという思いです。小学校卒業まで通院を含めた医療費無料化を実現するための、条例改正案として提案させていただいた次第です。委員の皆さんのご理解を、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
- 委員長（堀川貴庸） 今、中橋議員から説明を、提案理由の説明を受けました。説明と内容につきまして、早速質疑に入りたいと思うんですが、質疑のある方お受けいたします。千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） 趣旨ですとか、それは、考え方については充分理解をするところではあります。賛成反対は別として。それで、提出者の方に、今般こういった施策をうつとすれば、今のわが町の子ども数、それから医療費の見通しですね。総額、どのくらい町としての負担が新しく発生するのか、それなりの試算はされているんだろうと思いますので、教えていただきたいという風に思います。
- 委員長（堀川貴庸） 中橋議員。
- 提出者（中橋友子議員） お許しいただければ、資料を用意させていただいていますので、是非ご覧いただいて、それに基づいて説明をさせていただきたいと思います。
- 委員長（堀川貴庸） 今、中橋議員の方から、用意されている資料があるということでしたので、資料を配布させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
- （はいの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） 資料配布のため暫時休憩いたします。  
（暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） 休憩を解きまして、再開いたします。中橋議員。
- 提出者（中橋友子議員） 私たちも提案するに当たりまして、一番考えましたのは今日の町の財政状況を考えまして、そのことが、やって欲しいという思いはあってもそれが町として可能な財政規模であるのかどうか、そこが大事だと思いました。ただ今の千葉委員の質問の思いは同じで、作った資料がただ今お渡しした資料です。視点としましては、既に実施している市町村の予算、あるいは決算を取り寄せまして、そこから一人当たりの医療費を算出いたしました。ここにあるのは、上は大樹町、更別村、中札内、上士幌、幕別町のは幼児の部分だけ実施されているので入れてあります。資料の中で、幼児、小学校、中学校という風に分けてあるんですが、上士幌町につきましては幼児の部分が出ておりません。それから更別のほうは小学校、中学校の金額が合計になっておりましたので、そういうただし書きで書いております。新得につきましては、小学校のみで書いております。それですね、共通の数字がのっているものを案分して、それぞれデータが違くと単価が変わってきますので、小学生一人当たりの経費につきましては大樹町と中札内村、上士幌を参考にしました。この3カ所の一人当たりの小学校の金額、例えば大樹町ですと一人当たり15,306円、それから次の中札内村ですと18,100円、それからその下の上士幌町、ここは19,206円でした。これをそれぞれ足しまして三等分しました。その結果、17,537円ということになります。これを単純に町当局のほうに小学生の人数、教育委員会のほうに確認させていただきました。1,707人ということでありましたので、17,537円をかけましたら総額29,935,659円、およそ3,000万円という結果がでました。その下は、参考までに中学生の分を書いてあります。今回は、私ども条例改正で求めているのは小学生、6年生までですので、下の2行については参考として押えていただきたいと思います。次にですね、その下の一人当たりの小学校、幼児の割合ということを書きました。これは、なぜかいたかという、医療費が罹患率ということになるんですけれども、小さい子どもさんの場合と小学生の場合とどのくらいの違いが生じるかということなんです。それも、実施している町村の実際に使われている金額から案分いたしましたら、大樹町の場合には小学生の経費と乳幼児の経費を比較しますと、乳幼児に対して小学生は50.1%ということになります。また、更別村はここは中学生まで入るんですけれども、71.1%、中札内村は49.4%ということでありました。つまり、乳幼児期のほうが病院にかかる率が高いと、いうことがこのデータの中から出てきます。押え

ていただきたいというか、お伝えしたいというポイントとなるのは以上であります。次に2枚目の資料なんですけど、実はこれ帯広市の医療費助成拡大の試算であります。といいますのは、帯広市も実施しておりません。それで、今まで申し上げた町村というのは実際に実施しているところなんですけど、人口規模が幕別より少ないとか、あるいは環境ですとか病院に遠い、近いですとか学校の過密度ですとか、いろいろあるんですけどそういうことを考えると、もう一つ幕別町が類似したところの試算というのも、参考になるだろうということで、帯広市の担当課にお願いをいたしまして、算出していただきました。帯広の計算の仕方は、帯広も幕別と同じような現在の状況でありますので、予算をどの程度必要かという風に積算する場合のポイントとしましては、まず実際に小学生の市が直接係っている国民健康保険のデータから、小学生の医療費を算出していただきました。これは、何ヶ月もできないものですから、昨年5月、1カ月分だけあります。ですからあくまでも参考にとということで、押えていただきたいんですが、その5月の医療費を全部出していただきまして、そして出た医療費とそれから、子どもさんの数というのは最初から明らかになっていまして、ここで11,193人というのが帯広の小学生の数なんですけど、国保の入っている家庭を基準に医療費を算出したのですが、ほかの保険の方もいらっしゃるんで、それは案分して出していただきました。その結果ですね、ずっとデータが積み上がっているのですが、最終的には一番下の欄を見ていただきたいと思うんですけども、そういう風にして算出すると必要な医療費は、総額で2億1,714万円ということでした。すでに、2割助成というのが実施されていまして、予算的には2,258万4,000円が使われていますので、その分差し引きすると帯広市が新たに小学生1年生から6年生まで全員を対象に医療費を無料化にしようとするのと、新たに1億9,457万6,000円の予算が必要だと。およそ2億円が必要だと。という計算でありました。一人当たりの医療費を逆算で算出しましたら、1万9,400円ということでありました。そういうデータを基に幕別町の場合を計算しますと、帯広市の1万9,400円をかけた場合でも、およそ3,300万円程度の予算があれば実施できるという風に、議員団としては調査結果をまとめたところですよ。以上です。

- 委員長（堀川貴庸） 質問の途中なんですけれども、10分程度休憩したいと思います。15分まで休憩したいと思います。
- （休憩10分間）
- 委員長（堀川貴庸） では、引き続き再開いたします。質問の途中でしたので、千葉委員の方から何かありましたら。
- 委員（千葉幹雄） 今のこのことを聞きましたので、一応資料の中身はね、理解しました。読み取り方はね。今の段階としては、提出者に対する質問はありません。今の段階としては。
- 委員長（堀川貴庸） ほかにございますか。前川委員。
- 委員（前川敏春） 今、色々試算したなかで、3町村のだいたい平均値をみてつくる17,000円、これで計算しますと3,000万円くらい、大きな財源必要になってくると思うんですけど、実は町としての答弁の中では、だいたい想定される金額は1億円くらいと答弁されているんですけど、それと若干そうなるのと、どちらが正しいのか、町は町できちっと算出してやんなきゃならないと思うし、ただこの調査、実際無償化している3町の中の平均値で果たして、あうのかどうかそれも分かりません。そういった中で、できれば町としての大きな視野で、管内町村もいいんですけど全道的な視野でみて、やってるところで幾らぐらい、一人当たりの同じ幕別くらいの人口程度の規模のところ、やってるところがあれば、およそのうちの形の一人当たりの医療費が分

かるんだろうけども。ただ今、この時点で一番心配なのは、3,300万円程度の財源が必要だと。これは、実際に本当にどこから財源を見込んで捻出するのか。そして、それがあれすると毎年毎年一般会計から、きちんと予算して決算やってゆかなければならない。そういう形の中で大変、町として大変厳しい状況の中でね、財政状況の中でね、はたしてどうなのかなという感じもするわけなんですけど。ただ今、町としてね、就学前ですか、町も20年度から無償化になっているんですよ。ただそれから、7歳から12歳の小学校の児童に対しても非課税の入院ですか、これについては無償になったはず、通院については無償じゃないですが、課税世帯においては1割、1割が負担、だから1割負担になるわけなんですよね。小学生の児童に対してはね。そういう具合においては、そういう中ではですね、町として大変苦勞していろんな乳幼児の医療、ほかの管内をみてもある程度充実というか、町としては最大限努力してやってきているんだろうと、思っているわけなんですけど。ただこういう、私の中では実際、きちっとした本当にある程度ね、目に見えた数字がもう少し積み上がるのであれば、そうした資料、できればね。ただ、共産党議員団の皆さんが出した資料よりも、また大きな目を見た資料が出てくるのであれば、それを参考にしながら。

- 委員長（堀川貴庸） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 今、前川委員がおっしゃったことは、もっともだと思うんです。ただ、それは提出者に求めても、せんのない話ですから提出者に対する、この資料に対する質疑ですとか、無ければ退席願ってね。また後日あるかもしれません、今日のところはね。そしてまた違った場面で、今、前川委員がおっしゃったように提出者だけの資料でなくて、行政側は行政側あるいは全道的なものだといろいろ、それは行政側に求めればいいんだという風に思うのです。
- 委員長（堀川貴庸） 増田議員。
- 提出者（増田武夫議員） 今、前川議員からお話もあったのですが、予算をどういう風に捻出するかという問題も含めてなんですけれども。この四年間、合併の中で、町のほうは08年度末、昨年の3月末までに合併による財政効果というのが、36億7,000万円ほどあったとこういう風に言ってるんですよ。やはり、合併してどうなんだというのは、みんなが興味を持っているとこだと思うんですけど。そうした中で、そういう合併の財政効果というものが、どういう風に行政に生かされていくのかということが、一つ問題になってくるんでないかと思うんですよ。特に、合併してどうなんだという議論が、忠類の方でもいろいろあるんですけど、そういう中で例えば合併の相手として考えた中札内だとか、更別、大樹、すべてそういう形で乳幼児医療費なんかも中学生まで拡大して、そして住民サービスを拡大してきているわけなんですよね。そして、特に更別なんかについて聞くとそういう効果もあってか、人口はほとんど減ってないというんですよ。ですから、こういう施策をやるときに、確かに3,000万円なり何なりが毎年かかってくるんですけど、その効果によって人口の減に歯止めをかけたか、人口増に向かうことによって、地方交付税なんかの交付は、大きく違ってくるんですよ。地方交付税なんかは、60何%、70%近くが人口による割り当てなんですよね。人口の割り当ては、だいたい一人当たり10数万円になるという風に思うんですけど、そういうことになるとそうした投資がいろんな面で大きな町の活性化だとかそういうことにもつながって、だから投入することが丸々負担になっていくということではなくて、それがいい効果を生んでいくことによって、財政的にも跳ね返りがあるということもあると思うんですよ。で、ま、3,000万円なり4,000万円なりが年間かかるということなんですけれども、やはりそうした点からいっても、現在基金が30数億

あるんですけども、そういうものもそうしたところに活用しながら、後年度の財政効果もね、生んでいくんだということで、積極的な施策を取っていくことが、町全体の暮らしよさにつながり、活性化につながっていく、経済的な好転につながっていく、という要素もあるんでないかと思うので、これは決して大きな負の面だけではないという風に思うんですよね。それに、12月の議会でしたか。この議論になった時に、町のほうは1億円の予算支出が必要なんだ、これは別にこちらから根拠はなんだと、説明をしなくてもいいわけなんです。私たちは、それだけ掛かるというのは、ちょっと掛かりすぎではないかということから、各町村の調査にも及んだんですけどもね。町はどういう試算の仕方をしているかということ、最初、年度予算は6,300万円組んでたんですが、その6,300万円は実際は1,700万円減額したんですけども、6,300万円の経費がそのまま同じ罹患率で、小学生も同じ経費が掛かるとしての試算が1億だったんですよ。そのことを考えると、我々の試算というのが、そうしたら実際他町村はどのくらい掛かっているんだ、その実際の予算からの試算でありますし、同じ十勝管内の同じ風土の中での試算ですしね、だからその点では無理な数字ではないと思います。以上です。

- 委員長（堀川貴庸） あと質疑ございますか。先ほどの条例の審査と同じように、質疑の途中でということで、また理解を深めてという風にしたいと思いますが、よろしいですか。
- （はいの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、説明員の方が退席されます。暫時休憩いたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） それでは引き続き会議を開きます。先ほど、前川委員からも千葉委員からもお話があったのですが、行政側、これまでの経緯もありますので、行政側にその試算に関する資料を委員会として求めてはどうかと思うんですけど。皆さんのご意見、よろしければ、求めたいと思いますけどよろしいですか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） よろしいというか、必要ですね。
- 委員長（堀川貴庸） はい、では委員会として求めたいという風に思います。配布等については、準備ができているとのことですので、今、休憩しましてお手元のほうに配布したいと思います。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、再開をいたします。先ほど委員会として、行政側のほうに求めることにしました資料が、お手元のほうに配られたと思います。せっかくの機会ですので、当局のほうから説明を受けたいと思います。よろしいでしょうか。
- （はいの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） では、説明員の方の説明をお願いいたします。町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 私のほうから説明させていただきます。資料は2枚ほど用意させていただきました。最初は、試算1ということでこれは平成21年度の当初予算のベースで、試算したものであります。2枚目につきましては、試算2と書いてありますが、これは平成21年度の決算見込みで計算した試算ということになります。この違いがあります。それでは、1枚目に戻りますけども試算1につきましては、平成21年度の当初予算の積算におきましては、まず大きく予算は二つに分けております。0歳から小学校就学前につきましては、対象者は1480人、金額は6,300万円。小学生につきましては、これは入院だけが扶助費の対象になりますので、対象者は50人と見込んでおります。金額は、1,010万円ということになります。両方あわせて7,310

万円を予算措置しているところでもあります。0歳から小学校にあがる前までの子どもさんの、一人当たりの扶助費をまず求めました。これは6,300万円を1,480人で割りまして、一人頭42,568円ということになります。これを小学生一人当たりの扶助費に換算いたしますが、これは小学生につきましては、自己負担の割合が3割ということでもあります。小学校前は2割です。そういうことで、二分の三になりますので、42,568円を2割で割って3割で掛け算をすることになります。そうしますと、63,852円ということになります。小学生の数が1,719人と見込んでおりましたので、小学生にかかる扶助費の総額は、この単価に1,719人を掛け算しまして約1億1,000万円となったものであります。入院につきましては、先ほど申し上げましたけど、助成制度が道二分の一、町二分の一でありますので、その分についてまず計算しなければなりません。これは3歳から就学前の児童に掛かる、入院と通院の比率が平成19年度の決算ベースで求めますと概ね1対4の比率であります。ですから、1億1,000万円を4対1で案分をかけますと、入院分は2,200万円ということになります。そこで、道と町は1対1の割合で補助をするわけですが、本人負担が1割分ありますので、3分の1分だけが道の補助金で入ってくるということになります。ですから3で割って730万円が道の収入ですから、こういう計算が出たということでもあります。以上のことから、町の純粋な負担分という経費につきましては、この入院にかかわる2,200万円から道から入ってくる歳入730万円を引っ張って、それに上に書いてある通院分は全額になりますので、8,800万円を足し算するということです。それで、概ね、一億円という試算結果になったということです。続きまして、2枚目でありますけれども、決算ベースという話でありますけれども、先般補正予算で提案させていただいて、乳幼児の医療費につきましては、1,700万円ほどの減額補正をさせていただいたところです。1,700万円の減額の内訳につきましては前のページと比較していただくと、ありがたいわけなんですけど。0歳から就学前の分につきましては6,300万円が5,362万円ということで約1,000万円程度落ちるんのではないかとみこんでおります。それと、小学生の入院分につきましては1,010万円が248万円になる見込みですので、ここで約750万円ほどは減額になるのではないかと。ですからこれら、約1,000万円と約700万円、合わせて1,700万円の減額をさせていただいたということになります。その決算見込みに沿いまして、先ほどの計算どおりにやっていると、一番下になります。約8,700万円程度になるのではないかと、試算をしているところでもあります。以上です。

- 委員長（堀川貴庸） ありがとうございます。せっかくの機会ですのでこれについては。大野委員。
- 委員（大野和政） これ、1枚目は予算のベースで計算したと。2枚目は実際に21年度の決算見込みを基に計算したら、こうなりますよ。そういうことですね。
- 町民課長（川瀬俊彦） そうです。
- 委員長（堀川貴庸） ほかに。野原委員。
- 委員（野原恵子） 町の試算なんですけども、8,700万円という試算ですよ。他町村の実施状況をみますと、学校にあがりますと病気にかかる罹患率が約半分くらいになるんでないかという、実数からみても約半分くらいになっているんですよ。そうしますと、幕別町の試算ではそのところは、どのようにみているのでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 多分、乳幼児のほうが病院に掛かる頻度といたしまししょうか、そういう確率が高いのではないかとのお話だと思うんですけども、それにつきましては、町としては



なかなか捉えようがないということで、この試算の段階におきましてはそれについては、特に数字で割りおとしをするとかなんとかという考えはしておりません。といいますのは、確かに乳幼児のほうが、多分かかる割合は多いかもしれませんが、小学生にあがると、例えば歯医者に逆にいく頻度が、乳幼児は高くなるのではないとか、いろいろな要素も考えられますので、その辺は町としてはこの試算の段階では、特にそういう罹患率といいたいまいしょうか、それについては特に考えておりません。

- 委員長（堀川貴庸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 予算ベースで1枚目ですね、出されたのは、今までご答弁ごいただいた中身の、1億円というのはちゃんと根拠のある数字なんです、ということを示すためのそういう資料なんだな、という風に推察をいたしました。その通りなんだと思うんですけど、実際決算ベースの中では、それよりも少ない数字であるわけです。②の一番最初の数字から。それで、この②の資料、野原議員が今、質問したので罹患率のところは分かりましたけれども、④のところ、入院と通院の比率はというのがあります。これ、もうちょっと教えていただきたいのです。1対5というのは、これ人数のことですか。それとも金額ベースで1対5なので、それを案分したということなのでしょうか。どちなのでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） これは、人数です。すいません、金額です。間違えました。
- 委員長（堀川貴庸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） やはり私の印象としては、出していただいた町側の試算については、少し曖昧な部分があるのではないかなという印象を受けます。例えば、提案者のほうから帯広市の国保のところ、かなり詳しい数字が出されておりますけれども、幕別町の国保のベースで、その罹患率のことなど出していただくということは可能でしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 曖昧というのはどういう意味ですか。
- 委員（谷口和弥） 曖昧というのは、要するに罹患率のことをいってます。実際にどれくらいの割合で掛かるかということ、正しい、大雑把なこういう感じになるということの、感覚でのお話をいただいているということが、今言った曖昧ということの意味でした。
- 委員長（堀川貴庸） ちょっと表現を改めていただいて。
- 委員（谷口和弥） 了解いたしました。それは失礼いたしました。ですから、それを払拭させていただくうえで、帯広市のような国保のところでしたらば、町の資料なんかもあることですから、そのことを出していただくことは困難なことなんでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 入院と通院の比率につきましては、町のほうで国保のデータ等を基にいたしまして、だいたい入院と通院はだいたい金額的に実績ベースでは1対5くらいになるという試算をもって出したものであります。
- 委員長（堀川貴庸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 就学前と小学生の罹患のことについてはですね、調べていただくことはどうなのかということも、いまお尋ねしたんですけど、そのことについてのお答えはいかがでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 先ほども申し上げましたように、罹患率については特にまだ町として

はデータを今持ち合わせておりませんので、もしそういうものが必要だということでしたら、ちょっとお時間をいただくことになるかとは思っています。

○ 委員長（堀川貴庸） 休憩いたします。

○ （暫時休憩）

○ 委員長（堀川貴庸） それでは、委員会再開いたします。今、休憩中でしたけれども、るる皆さんからもご意見があったものですから、もう少し理解を深めるうえで、今部局の方いらっしゃってますけれども、もう少し踏み込んだ資料も次回の委員会までに用意をしていただければ、なるべく用意していただくように委員会としてお願いをしまして、また引き続きの審査は次回にしていきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

○ （はいの声、多数）

○ 委員長（堀川貴庸） それでは、関係部局の方にはご苦勞をかけますけれども、資料の用意のほう、よろしく願いいたします。では、説明員退席されますので、暫時休憩いたします。

○ （暫時休憩）

○ 委員長（堀川貴庸） では休憩を解いて再開いたします。この発議第1号の幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、今日はこの程度に留めまして、次回の委員会までまた理解を深めていって、引き続き審査していきたいと思っております。それでは、続きまして二番目、付託された陳情の審査について（1）陳情第25号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書について、継続して審査したいと思います。12月議会から付託されまして、ずっと継続されてきているんですけども、いかがでしょうか。先日は、ちょっと時間の関係で、大変申し訳なく継続させていただいたんですけども。だいたい、私の立場としては皆さんからご意見がだいたい出尽くしたのかな、という風にも思っております。もしよろしければ、機会を設けてまたご意見を求めた上で、討論、そして採決に入っていきたいと思うんですけど、ご意見特に無ければ討論に移りたいと思っておりますが、よろしいですか。野原委員。

○ 委員（野原恵子） 今、二つ陳情が出されているんですが、このまま続けて進めていくってことなんですね。後期高齢者と保育所の国の基準の両方出ているんですが、12時になるんですが継続してやっていくということですか。休み取らないで。

○ 委員長（堀川貴庸） 皆さんさえよろしければ、そのまま続けていきたいと思うんですけどいかがですか。

○ （続けて、の声あり）

○ 委員長（堀川貴庸） よろしいですか。ちょっと、お昼過ぎますけれども、続けたいという風に思います。いかがでしょうか。意見等、この陳情についてございますか。陳情第25号のほうについて意見があればお伺いいたします。野原委員。

○ 委員（野原恵子） このかん、2回継続になっております。それで、今、政権変りまして、その時にはこの後期高齢者医療制度、ただちに廃止するということでしたので、本当に高齢者の方はその事に対して期待していたと思うんですよね。それが、四年後に延ばされていく、という状況の中では、この間も説明会あったんですけども、本当に負担が重いと。それで是非、この制度は早く廃止して欲しいという声が、説明会の中でも高齢者の中から、今出ております。地域歩きましても、老人会などでも、今廃止して欲しいという声が寄せられておりますし、署名も集まっておりますしね、そういう点では議会の中に出されているという事では、この委員

会の中でもしっかりそこを、町民の高齢者の意向をしっかり受け止めていくということが、必要だと思います。そういう風になりますと、またこの4月から保険料も引き上げになりますし、それから医療費に係る負担も大変重いものなんですね。ですから、そういう点ではでしっかり論議も深めて、町民の意見をこの委員会に反映させていくことが大事だと思いますので、意見があるのならしっかり論議をすすめていくことが、必要だと思います。私はそういう意味で、この提出の陳情はしっかりと受け止めて、とうすべきだという風には考えています。

- 委員長（堀川貴庸） 野原さんのほうから意見が出まじけれども、討論に入る前だったんですけども、だいたい討論のほうに入らせていただいてもよろしいですか。では、討論のほうに移りまして、皆さんの討論を伺います。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） この制度については、いろいろ論議があることは承知はしています。我が議会でも、平成20年ですか、6月の20日付けでその後期高齢者の医療制度の抜本の見直しを求めるといふことで、意見書も出してあります。制度を可として。そして今般、こういう廃止を求めるといふことの陳情でありますけれども、私はこの制度、すべて先ほど申しましたようにいいとは思いませんけれども、今、民主党政権になって確かにマニフェストでは、そういうことではありました。ただ、その後の状況をみてますと民主党政権も、ただちに廃止するといふことにはなっていないといふか、できないといふことに気がついたのかもしれない、そこはね。それで、私は元の医療制度、老人保健医療制度ですよ。これは、私は戻すことはいいいとは思いません。この陳情は、元の医療制度に戻せといふことですから。ですから、私はそうじゃなくてやっぱり後期高齢者医療制度の目的といひますか、目途とすることがあったんだらうといふ風に思ふんです。ですからある意味で、非常に医療費が増大してきた。あるいは、また負担を明確にしたほうがいいんじゃないかとか。あるいは、どういふんですか、若年層にも負担が多く掛かってきたのでそこは明確にしたほうがよいんじゃないかとか、いろんな目的があつてこういう制度が作られたんだらうといふ風に思ふわけです。そういった意味で、これに代わる医療制度、元に戻すんでなくて、悪いところを是正した新しい医療制度を作つてそこに移行させるといふのが、私はベストだらうと思ふのであります。よつて、この陳情の廃止をして元の医療制度に戻すといふことは、私は今の現状としては如何なものかと思ふわけでありませぬ。先ほど申し上げたように、合せて我が議会としては、その見直しは求めてきたけれど、廃止は求めてきていないといふこともありますので、現状としては私は、この保険制度を廃止をして元の医療制度に戻せといふことについては、賛成をしかねるといふことでもあります。
- 委員長（堀川貴庸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 私も幕別町で行われました住民説明会には、参加してありまして町民の方のご意見は聞かせていただいておりますし、また老人クラブの代表の方とも何人か懇談させていただいて、この制度のことについてご意見を聞いているところでもあります。やはり、まだまだ周知がされていない制度ではありますけれども、この制度が特に保険料のことなどについて不満が多く出されている、意見が出されているそういう制度であるといふ風に認識しています。今、一回目の保険料の値上げがこの4月からあるわけですけれども、この制度が残れば更に2年に1回の値上げがされていってしまう、といふことになっていくわけですけれども、やはりこの制度についてはもう継続していく、そういった条件を持たない制度ではないかなといふ風に、理解しています。一方で、今、政府の言っている新しい制度に移行するといふことでもありますけれども、その移行するどんな制度になるかといふことは、まだ全然影も形も無いわけで、

いいものかどうか分からないわけで、今、千葉議員がおっしゃいました前の制度がということの評価もございましたけど、今このまま後期高齢者医療制度を続けるのであれば、前の制度に戻す、このほうがずっと安心して医療権を高齢者の方々が持つことが出来る、そういった制度になっていくんだと思いますんでね。私はこの陳情については、とても理解はできますし、是非幕別町議会でも、通すべき中身があるのではないかという風に思っております。以上です。

- 委員長（堀川貴庸） ほかにございますか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 今、谷口議員も発言していましたが、この制度の一番の問題は医療、社会保障の医療費の部分の部分をずっと削減していくというところに大きな目的がありまして、75歳以上が対象ですけれどもね、この保険料は若い世代にもそれから前期高齢者といわれている年齢層にも、保険料は負担しておりますからね。そういうところの負担はこの制度が続く限り、負担が増えていきますよね。一番の狙いはね、今の60台くらいの年代の方々がその75歳の年齢になった時に増えてくると、そうすると国の負担が大変重くなると、そういうところにターゲットが絞られてくるわけですから。今の75歳の年齢の人たちだけでなく、後に続く世代にも大変負担が重い制度だということが一つあると思うんですよね。この間、社会保障にかかる国の予算も削られてきている、そのところに大きな問題があると思うんです。今、ただ医療制度またもとに戻すということは反対だと、千葉議員、今、発言しておりますけど、今、これからどういう制度にしていくかということも、先に延ばすということがされていきますけども。今、国保ですとか、保険制度はいろいろな制度がありますよね。だからそういう制度を一本化していった新しい制度に、これ、三年後、四年後にすぐ出来るかといったら、民主党の今の政権では四年後にきちっと制度定めると言っているけど、今の状況ではまだ先おきされるんじゃないかと、懸念があると思うんです。あると思うんです、私は。であれば、元に戻したほうが、制度としてまだ残っている部分もありますので、そちらに戻したほうが保険料にしても、事務手続きにしても、高齢者の周知徹底にしてもそちらのほうが、負担が軽くなるという風に私は思うんですよね。だから、そういう点では陳情の趣旨をしっかりと理解していくべきではないかと、私は思っています。
- 委員長（堀川貴庸） ほかにございますか。ございませんか。分かりました。それでは、討論を終了しまして、採決に移りたいと思います。付託されました陳情第25号、後期高齢者医療医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情に、賛成の方の起立を求めます。はい、ご着席ください。起立少数ですので、陳情第25号後期高齢者医療医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情については、不採択と決定します。引き続きまして、(2) 保育所の国の基準廃止・緩和の中止を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。こちらについてはまず、意見を述べてもらいます前に、国のほうから町のほうに届いております、保育所への入所円滑化についての一部改正についてというペーパーがありますので、これを委員会の皆さんにまずちょっと、お手元にお配りしたいと思いますけれども、よろしいですか。
- （はいの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） 本陳情の内容がちょっと込み入ってるものですから、このペーパーを配らしてもらったんですが、暫時休憩いたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） では、休憩を解きます。この陳情第2号の内容について、まずご意見のほう伺いたいと思うんですけど。谷口委員。

- 委員（谷口和弥） 今、資料も配布していただいたわけですが、じっくり研究していく必要が有るんでないかという声も、委員の皆さんの先ほどの休憩中の議論の中ではございました。会期中の継続審議ということにして、改めて審議しなおすということではいかがでしょうか。
- 委員長（堀川貴庸） 今、谷口委員の方からご意見が出された部分について、委員会として継続してまた審査したいと思います。よろしいでしょうか。
- （はいの声あり）
- 委員長（堀川貴庸） それでは、個々の委員のみなさん、あるいは会派の方々と相談のうえ、審査したいと思います。三番目のその他につきまして、所管事務の調査項目決めたいと思います。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） いいんですけども、閉会中の審査でしょ。そして、また積み残しあるから所管まで、はいつていけないでしょ。所管は、要するに閉会中ですから、だったらその次に決めたい方がいいんじゃないですか。
- 委員長（堀川貴庸） いいですか。そうしましたら、今日のところはお手元のほうには参考ということで、これ項目配らしていただいて、次回の委員会で決定したいと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。会期中、委員会開きたいと思うんですが、日程につきましては、休憩いたします。
- （暫時休憩）
- 委員長（堀川貴庸） 再開いたします。次回の委員会開催については、3月10日本会議終了後とさせていただきます。その他、ご意見ございませんか。無いようですので、それでは、本日の民生常任委員会これで終了させていただきます。

(12:17 閉会)